水 道 施 設 設 置 協 定 書

常総市長　神達　岳志　（以下「甲」という。）と　　　　（申請者）　　（以下「乙」という。）は乙が施工する　　（工事名）　　　　　　　　　　について、常総市開発行為等に係る水道施設設置取扱規定（以下「規定」という。）第６条に基づき、次のとおり協定する。

（配水施設工事の計画）

第１条　甲は、乙が施工する次の事業に係る配水施設工事（以下　　　　　「工事」という。）について同意する。

（１）事業名

（２）位　置

（３）計画給水人口及び戸数

（４）計画１人１日最大給水量および１日最大給水量

２　乙は、上記事業の計画を変更する場合は、あらかじめ甲に申し出て変更の同意を得なければならない。

（工事の基準）

第２条　乙は、工事を常総市の基準に基づき行わなければならない。

（工事の実施設計）

第３条　乙は、工事の設計について甲の審査を受けなければならない。

（工事の申し込み）

第４条　乙は、前条の審査を得てから、工事に係る利害関係人の同意書及び関係書類を添えて工事の申込書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

２　乙は、甲の指定する常総市水道事業指定給水装置工事事業者の中から工事の施工業者を選定しなければならない。

（工事着工）

第５条　乙は、前条第１項の承認を得た後でなければ着工してはならない。

（竣工検査）

第６条　乙は、工事竣工後速やかに竣工図、工事写真等を添付した工事竣工図を提出し、甲の検査を受けなければならない。

（配水施設の移管）

第７条　乙は、竣工後の配水施設を市水道事業に移管しようとするときは、甲に申し出なければならない。

２　乙は、前項の移管の手続きを規定第１５条に基づき行うものとする。

（給水開始の時期）

第８条　甲は、前条により配水施設の移管を受けた日の翌日から給水を開始する。

（配水施設からの分岐）

第９条　乙は、検査に合格した配水施設から分岐して給水を受ける需要者が生じたときは、第７条の手続きが完了しない場合でも無条件に分岐を認めるものとする。

（協定の効力）

第１０条　この協定は、締結の日から１年以内に乙が着工しない場合は、無効とする。

（協定の引継ぎ義務）

第１１条　乙は、　　　（工事名）　　　を施工する権利を第３者に譲渡するときは、速やかに甲に申し出るとともに、当該第三者に本協定を引き継がなければならない。

（補足）

第１２条　本協定に関する疑義及び本協定に定めない事項については、甲乙協議の上、別途定める。

この協定を証するため本書２通を作成し甲乙記名捺印の上各自１通を保持する。

　　年　　月　　日

甲　住所　　茨城県常総市中山町１１４５番地１

氏名　　常総市長　　神達　岳志　　　　　　　　　　　㊞

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞